

令和２年第８回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和２年８月２１日（金）
開会 １０時０８分 閉会 １１時０８分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第１市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）石井 睦基
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）佐藤 好昭
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 ２件
- 6 報告事項等 １件
- 7 その他 ０件
- 8 傍聴人 ０名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和２年第８回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の第７回佐伯市教育委員会の会議録の承認を小寺委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・ コロナウイルス感染症対策に係る学校等の対応について
- ・ 新給食センターの稼働について

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は 11 時 00 分を予定しています。よろしくお願いします。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

【議 案】

議案第 30 号 令和 2 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 号）
- ・ 佐伯市文化財保護条例の一部改正について
- ・ 財産の取得について（タブレット端末等）

教育長 それでは、議案第 30 号「令和 2 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」のうち、「令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 号）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 議案第 30 号令和 2 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見をもとめるものであります。

補正予算の主なものについてその内容を説明します。別紙の令和 2 年度補正予算・説明書の 21 ページをご覧ください。

中段にあります区分 2 の義務教育振興事業—学校情報ネットワーク環境整備事業の需用費（9,300 千円）につきましては、国が進める GIGA スクール構想における、タブレット端末の充電保管庫用電源の修繕料です。また、委託料については校内無線 LAN 整備工事の設計料を計上しています。

次に区分 4 の学力向上実践研究事業（新型コロナウイルス感染症対策）の委託料については、コロナ禍での学習の成果や課題を把握するため、学力定着状況調査を実施する予算です。

次に区分 5 の家庭学習のための通信機器整備支援事業につきましては、学校の休業時にオンライン授業を行う際のモバイル Wi-Fi ルーターの購入費と、その使用料を計上しています。

次に 23 ページをご覧ください。区分 6 のグローバル人材育成事業と、7 のさいきふるさと創生祭実施事業につきましては、いずれも新型コロナウイルスの影響により中止となったため、減額の補正を行っています。

次に下段にあります区分 1 の小学校一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）の備品購入につきましては、新型コロナウイルスに伴う小学校の臨時休業により、印刷物が増加したため、老朽化した印刷機やコピー機を新たに購入するものです。その下の区分 2 の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業につき

ましては、感染症対策・学習保障等に係る消耗品と、各校に2台のスポットクーラー、その他の備品を購入するもので、この事業については国から2分の1の補助がございました。

次に25ページをご覧ください。中段にあります区分2のスクールバス購入事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気機能が備わった車両と増便の車両を購入するものです。このスクールバス購入事業以外で、このページにあります事業については、すべて新型コロナウイルス感染症対策に伴うバスやタクシーの増便に係る予算となります。

次に27ページをご覧ください。区分1の中学校一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）と2の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業につきましては、先ほど23ページで説明しました小学校費と同様に、印刷機やコピー機の購入、また各校2台のスポットクーラー等の備品を購入するものです。

次に29ページをご覧ください。中段の区分1、米水津交流館管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、米水津海辺の村交流館の野外スペースを、研修等に使用できるように整備するものです。

次に31ページをご覧ください。下段にあります区分1の保健体育施設管理費（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や気化式冷風機、プール用掃除機等を体育施設に整備するものです。その下の区分2の海洋センター管理費（新型コロナウイルス感染症対策）についても同様に海洋センターに整備するものです。

次に33ページをご覧ください。区分2の学校給食センター一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）の備品購入費につきましては、調理場へのエアコンや食器類を購入するものです。

次に中段にあります総合運動公園一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）については、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や気化式冷風機、乗用芝刈り機等のほか、施設の改修業務委託料、閉館期間中に指定管理者が実施した施設の管理等に対する経費を計上しています。

以上で、令和2年度一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 25ページのスクールバスの購入は、新車ですか、中古ですか。

教総課長 スクールバスの購入につきましては、新車を購入する予定です。その車は29人乗りを2台と14人乗りを1台購入します。

平井委員 33ページの学校給食センター一般管理費で新型コロナウイルス感染症対策により備品購入とありますが、どのようなものを購入されるのですか。

体保課長 食器缶、食器類、食缶等を購入します。

平井委員 コロナ対策となっているのはどのような意味ですか。

体保課長 新給食センターが災害時の食事の拠点になりますので、そこに避難された方への食事を提供できるようにしております。

教育部長 バスにつきましても同様に説明を。

教総課長 バスが老朽化していることもありますが、三密を避けるために増便したり、新しいバスにつきましては換気機能の備わったバスを購入します。

教育長 他にございませんか。

小寺委員 21ページの学力向上実践研究事業は新型コロナウイルス感染症対策ということで、どのような活用になるのですか。

学教課長 子どもたちの学力について、全国のテストが中止となりました。大分県のテストは小学5年生と中学2年生で実施しています。本市では、元々の予算の中で、小学4年生と中学1年生の学力テストを実施する予定にしていたが、全国のテストの中止を受け、今回の補正予算で小学1年生から中学3年生までのテストを実施し、子どもたちの学力の定着状況を確認することにしました。中学3年生につきましては、県全体で中3学力テストを2回実施していますが、保護者負担となっておりました。保護者負担の軽減のため、保護者への補助も予定しています。

岩佐委員 33ページの総合運動公園管理事業で感染症対策の説明がありましたが、冷風機の購入等はわかるのですが、芝刈り機については、屋外使用が増えるなど何か理由があるのですか。

体保課長 今後、屋外イベントの増加を見込み環境整備を行うために計上しました。

米倉委員 33ページの総合運動公園管理事業の中にパネルなど、災害で避難してきたときに使用するものであったり、屋外で利用できるテントなど、3密を避けるために使用する購入備品等がありますか。

体保課長 公園内のベンチや体育館への避難時に居所確保のため使用する卓球のフェンス購入等を予定しております。

教育長 フェンスは何台購入しますか。

体保課長 70台です。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「佐伯市文化財保護条例の一部改正について」を提案しますので、
淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案資料2ページをご覧ください。議案第30号佐伯市文化財保護条例の一部改正について説明します。

過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまち作りに活かしつつ、社会総がかりで、その継承に取り組むことが必要となっています。このことから、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る目的で、平成31年4月1日から文化財保護法及び大分県文化財保護条例が一部改正されました。この改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用、文化財の継承に向けた制度の見直し、罰則の見直しが行われています。

本議案は、国、県の改正に合わせ、佐伯市文化財保護条例についてもその内容を改正するものです。今回の改正の主な内容としては以下の3点です。

まず、市指定有形文化財等の所有者が、自身に代わり文化財の保存・活用を行う人等を選任する管理責任者について、その選任要件等を拡大することにより、高齢化等を理由とした所有者だけでは十分な保護が難しい場合の対応を図っています。また、国及び県で文化財の毀損等の行為に対する罰金の最高額が引き上げられたことから、本市においても市指定文化財に対する毀損等の行為に対する罰金の最高額を引き上げています。併せて、「現状の変更」を「現状変更」とする等、表現の差異による運用上の齟齬が生じないように、法及び県条例に合わせ、用語を統一しております。

以上で議案第30号「佐伯市文化財保護条例の一部改正について」の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 実際に罰金を請求した事例はあるのですか。

社教課長 ありません。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、最後に「財産の取得について（タブレット端末等）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料２９ページをご覧ください。財産を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決が必要となりますので、教育委員会の意見をもとめるものであります。購入する財産は、タブレット端末及びキーボードを５，２５０台、管理ソフト（ＭＤＭ）を５，２５０ライセンスとなっております。購入の目的は、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、小中学校の児童生徒に１人１台の学習用タブレット端末を整備するためであります。購入の相手方は、大分市東春日町１７番５７号の株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健であります。購入の方法は、一般競争入札です。これは大分県による共同調達の入札で、県内８市が参加しております。購入予定価格は、２６９，０６５，５００円（税込み）であります。提出理由は、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、小中学校の児童生徒に１人１台の学習用タブレット端末を整備するため購入したいので提出するものであります。

以上で、財産の取得について（タブレット端末等）の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員 この２６９，０６５，５００円は購入する動産の３点に５，２５０台を掛ければこの数字になるのですか。

教総課長 購入する動産の全てのトータルです。

岩佐委員 ざっと計算すると１台当たり５０，０００円ほどとなりますがこの金額はリーズナブルということでしょうか。

教総課長 リーズナブルかどうかにつきましては、大分県による共同調達のため判断が難しいところです。

平井委員 ５，２５０台の内訳を教えてください。

教総課長 児童生徒用４，８００台、教職員用３５０台、予備１００台です。

岩佐委員 予備は教育委員会で保管するのですか。

教総課長 学校で保管するようになると思いますが、まだ決まっていません。

教育長 納品時期は。

教総課長 納期は年度内ですが、早く納入できるよう働きかけていきたいです。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第 30 号の承認についてお諮りいたします。議案第 30 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 30 号については、提案どおり承認します。

議案第 31 号 「令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について」

教育長 それでは、議案第 31 号「令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について」提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 別紙 2 をご覧ください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。この規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

この評価報告書の内容につきましては、令和元年度の実績が対象で、評価項目につきましては、平成 29 年 3 月に作成しました「さいきまなびプラン 2017」に基づく施策について設定しております。「まなびプラン 2017」では、「人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育」の創造を計画目標として、7つの分野を大きな柱に位置付け、その目指す方向を示しております。

評価の方法につきましては、7つの柱を構成する 23 の施策ごとに、まず所管する課が自己評価を行い、その後、内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その報告について 5 名の外部評価委員会から意見・助言をいただいております。その内容につきましては、51 ページ以降に掲載をしております。なお、外部評価委員の選定にあたっては、佐伯市外の委員また女性委員の割合を考慮し、今回、県教育委員会の内海(うちうみ)義務教育課長を委嘱したところです。

評価結果につきましては、A から D の 4 段階評価をしております。その基準については、5 ページをご覧ください。A 評価は、施策目標の達成に向け順調に推移しており、目標達成は十分可能となっています。以下 B から D については、記載のとおりです。

それでは、評価結果について、7つの柱の基本目標に沿って概要を説明させていただきます。6 ページをご覧ください。

まず、基本目標 1 の「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」については、主に学校教育課にかかわる内容で、7 つの施策となっています。評価結果は、A 評価が 3 項目、B 評価が 4 項目となっており、外部評価委員からは、「読書に関して、本の楽しみ方を知らせる取組を進めてほしい。」などの意見がございました。

次に、基本目標 2 の「信頼と協働による学校づくりの推進」については、小中一貫教育や教職員研修、さらには安全・安心・快適な施設整備、学校給食などに係る 5 つの施策で、評価結果は、A 評価が 1 項目、B 評価が 4 項目となっています。外部評価委員からは、「新型コロナウイルスの影響で、給食のありがたみがわかってきた。佐伯の給食は美味しいので引き続き努力してほしい。」などの意見がございました。

次に基本目標 3 の「社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成」につきましては、社会教育施設の整備と活用など 4 つの施策について、評価結果は A 評価が 2、B 評価も 2 となっています。外部委員からは、公民館の早急な耐震工事についての要望などが出されました。

次に 4 の「人権を尊重するまちづくりの推進」につきましては、「学校における人権教育の推進」が A 評価、「地域における人権教育の推進」が B 評価でした。次に、5 の「市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用」につきましては、「文化芸術活動の推進による心豊かなひとづくり」が B 評価、「文化財・伝統文化の保存・継承と活用」が A 評価でございました。外部委員からは、文化会館の跡地利用について、住吉御殿として現存する旧三の丸御殿の一部を移築復元できないかとの意見が出されました。

次に、6 の「健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興」につきましては、2 つの施策とも B 評価で、外部委員からは、スポーツ少年団の活動について、一部競技で保護者の負担が大きくなっているとの意見がございました。

最後の「市民に開かれた教育行政の推進」につきましては、教育委員会の機能充実、事務局組織の強化などの内容で、評価につきましては B でございました。

以上、まとめますと、23 の施策のうち、A 評価が 8、B 評価が 15 というような結果となりました。昨年度と比較し 4 項目について A から B へ評価を下げ、1 項目について B から A へ評価を上げています。（※昨年 A 評価 11、B 評価 12）
以上で評価結果についての説明を終わりますが、詳細につきましては、報告書をご覧くださいと思います。よろしくお願いします。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 6 ページの令和元年と令和 2 年のところですが対象はどうなっていますか。

教総課長 R 2 結果というのが昨年度の実績に対する評価です。その右の R 1 結果は平成 30 年度の結果です。

- 平井委員 対象の期間を記載したほうがわかりやすいと思います。
- 教育長 評価が下がったことはどのように分析していますか。
- 教総課長 特に下がった要素はありませんが、目標の令和3年度に近づくにつれて、目標達成が難しい状況が見えてきたため、評価が下がっております。
- 教育長 他にございませんか。
- 岩佐委員 目標指標が計画を作った基準値で平成27年を基に目標設定をしていると思いますが、例えば、25ページの2番目の「学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしているか」のR元年度が低くなっているところが心配なのと、22ページの教育の国際化で「APU国際学生を活用している学校の割合」の中学の基準値が67%だが、実績はR元年度で17パーセントに下がっているが理由はなんですか。
- 学教課長 25ページの2番目の「学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしているか」の実績値が下がっていることは、私たちも懸念しているところであります。学校数にして、1、2校の差であります。全体として、この組織的な取組みの達成値が上がっていくというところを考えています。学校全体としては、その影響として「芯の通った学校組織」の構築が進んでいると思いますが、やはり多忙で学校のやりくりの時間がうまく取れていない状況がここから分かりますので、学校の働き方改革を進めて先生たちが話し合いのできる時間を作っていかなければならないと思っております。次に22ページのAPU国際学生の活用についてですが、そもそもAPUとは10数年来、国際学生との交流を進めておりました。始めた当初は水曜日を活動日にしていましたが、APUのカリキュラムの関係が変わって、水曜日の活動ができない状況となり、普通日に学生が授業を休んで来ることができなくなりました。APU国際学生の活用については、今後、土日を活動日の中心にするなど新たな方向性を考えないといけない状況です。例えば、土日に開催するイングリッシュキャンプに参加してもらう取組みを今、始めております。
- 岩佐委員 状況は分かりました。基金を利用して学生の交通費に補助金を出すなど取組んでいただければと思います。25ページの学校関係の取組みをしっかりとやっていただきたいです。
- 学教課長 はい。
- 小寺委員 学校に通う子どもたちと地域の社会教育に関するあらゆる分野で頑張っている大人や団体が、子どもに働きかけていける窓口や体制と今回のICT活用がリンク

されていけば、読書の楽しみ方等の目標達成につながると思いました。

教育長 I C T機器の活用を含め、しっかり対応していきたいです。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第 31 号の承認についてお諮りいたします。議案第 31 号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 31 号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 8 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 1 1 時 0 8 分